

一般利用の皆様へ

本学図書館の市民開放は、生涯学習の高まりに対応して大学が自ら進んで地域貢献を行うもので、以下のように位置づけています。

- 一般的な市民図書館でなく、市内の各市民図書館を専門性において補完する、市民に開放された知の宝庫としての高度な学術的図書館
- 大学における第一義的利用者である学生・教員の教育・研究に支障のない範囲での開放

そのため、学外者の利用に関しては「北九州市立大学 図書館施設運営規程の第6条」において、次のように定めています。

第6条 (抜粋)	<ul style="list-style-type: none">・ 学術的な調査研究の目的で図書館長が許可した者の利用を認める。・ 受験及び学習のための利用者は認めない。・ 図書館長が学校教育上特に必要があると認めた日は利用出来ない。
---------------------	---

以上の点をご理解いただき、利用案内をご確認の上ご利用下さい。

高校生の皆様へ (2017/02/01～実施)

高校生の場合、利用人数が極端に多くなることもあり、本学学生の勉学に支障をきたす恐れがあるため、以下のルールでの利用をお願いします。ご不便をおかけしますが、譲り合ってください。

	ルール
入退館	「入退館」は手動ゲートをお使い下さい。
座席券	利用申請書を提出後、「座席券」を貸与します。
利用場所	2F・3F の一般閲覧席、1F の視聴覚コーナー ※本学学生と共用していただきます。
人数制限	在席者ベースで 1 日 30 人程度とします。(混雑状況で調整します)

また高校生を含む学外者の利用に関しては「北九州市立大学 図書館施設運営規程の第6条」において、次のように定めています。

第6条 (抜粋)	<ul style="list-style-type: none">・ 学術的な調査研究の目的で図書館長が許可した者の利用を認める。・ 受験及び学習のための利用者は認めない。・ 図書館長が学校教育上特に必要があると認めた日は利用出来ない。
---------------------	---

以上の点をご理解いただき、利用案内をご確認の上ご利用下さい。